

令和8年度東海村インターンシップ実習及びキャリア教育実習実施要項

1 目的

令和8年度のインターンシップ実習及びキャリア教育実習（以下「インターンシップ等」という。）は、次項に定める学生等に対し、東海村（以下「村」という。）における就業体験の機会を設けることにより、学生等の職業意識の向上に寄与するとともに、東海村職員（以下「村職員」という。）として働くことの魅力を伝え、村職員を志す者を一人でも多く確保することを目的とする。

2 対象者

インターンシップ等の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び同法第124条に定める専修学校（以下「大学等」という。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

3 受入期間及び受入時間

- (1) インターンシップ等の受入期間は、5日間を超えない範囲内で、村長が必要であると認める期間とする。
- (2) 学生等の受入時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、村長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

4 学生等の受入手続等

- (1) 村長は、あらかじめ、インターンシップ等として学生等を受け入れることができる部署名、主な職務内容、受入期間、受入時間等を取りまとめ、村公式ホームページ等において周知するとともに、必要に応じて、近隣の大学等に対し案内するものとする。
- (2) 実習を希望する学生等は、村長に対し、本村の定める方法により申し込みを行うものとする。
- (3) 村長は前項の申し込みがあった場合は、本村の業務執行に支障が生じるおそれがないことに留意して、選考により実習を希望する学生等の受入を行うかどうかを決定し、その旨を当該学生等及び当該学生が在学する大学等に通知するものとする。
- (4) 前項の規定により受入れを行うことが決定した場合において、本村と当該学生等が在学する大学等とは、相互に当該学生等を確認の上、インターンシップ・キャリア教育に関する協定を締結するものとする。ただし、当該決定に係るインターンシップ・キャリア教育実習の実施期間を有効期間に含む同協定を締結している場合は不要とする。
- (5) 前4項に定めるもののほか、受け入れの手続きに関し、必要な事項は別に定める。

5 報酬等

村は、実習の受入が決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

6 身分

村は、実習生に対し、村職員としての身分を付与しない。

7 実習に専念する義務

実習生は、村職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。

8 法令遵守義務

実習生は、実習期間中は、村職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

9 信用失墜行為の禁止

実習生は、村の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

10 秘密を守る義務

(1) 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(2) 実習生は、個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 実習生は、この実習に関して知り得た個人情報について、実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても村職員の指示を受けなければならない。

イ 実習生は、村職員の指示又は承諾がある場合を除き、この実習を行うために村から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(3) 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

11 実習中における事故の責任等

(1) 大学等は、実習期間中の事故等に備え、実習生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

(2) 村は、実習受入先における安全確保に取り組むこととし、実習中及び実習受入先と往復途上における事故等に関しては、大学等及び実習生は、自らの責任において対応しなければならない。

- (3) 実習生が、故意又は過失により村に損害を与えた場合は、大学等及び実習生は、村に対しその損害を賠償しなければならない。
- (4) 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、村は一切の責任を負わない。
- (5) 実習生が第三者に与えた損害等により、村が第三者に対し損害賠償の責めを負った場合は、大学等及び実習生は、当該賠償により村が被った損害の補填をしなければならない。

12 誓約書の提出

実習生は、実習に専念する義務、法令順守義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務及び実習中における事故の責任等について遵守するため、村長に対し、あらかじめ誓約書を提出しなければならない。

13 実習日誌の作成等

- (1) 実習生は、実習日ごとに実習日誌を作成し、実習受入先において村職員の確認を受けなければならない。
- (2) 実習生は、村が行う実習に関するアンケート調査に協力するものとする。

14 実習の中止

- (1) 村は、実習生がこの要項に違反する行為を行った場合は、当該実習生の実習を中止することができる。この場合において、村は、その旨を大学等に通知するものとする。
- (2) 村は、災害又は感染症の蔓延（蔓延するおそれを含む。）その他やむを得ない理由により実習の遂行が困難であると判断した場合は、大学等と協議の上、実習を中止することができる。

15 実習の証明

村は、大学等が、実習生の実習内容等について証明を求めた場合は、これを行うものとする。

16 その他

この要項に定めるもののほか、インターンシップ等に関して必要な事項は、別途定める。